

Title	「すべて児童」の保育:子ども・子育て支援新制度から考える
Author(s)	田澤, 薫
Citation	聖学院大学論叢, 第 28 巻第 1 号, 2015.10 : 95 -105
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5533
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

「すべて児童」の保育 ——子ども・子育て支援新制度から考える——

田 澤 薫

要 旨

内閣府は、幼保連携型認定こども園等による「子ども・子育て支援新制度」をもって、すべての子どもの保育制度が新設されたと説明する。これは、幼保一元化への模索、待機児童対策、縦割り行政への批判等、積年の懸案への改革であるように見られるが、一方で批判や懸念も少なくなき示されている。

日本で「すべての子ども」の保育が謳われたのは、実は今回が初めてではない。1947年に成立した児童福祉法は「すべての児童」を謳い、倉橋惣三は当時から一貫して保育所と幼稚園を一体とすることを主張していた。

そこで本論文では、第2次大戦直後の資料を繙き「すべての子ども」の保育制度について検証することを通して、新制度への懸念の根本を探った。

キーワード：児童福祉法、保育所、幼稚園、倉橋惣三、すべて児童

1. はじめに

子ども・子育て支援法が施行された2015年4月現在、内閣府は「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）を「すべての子育て家庭を支援する仕組み」とし、「すべての子どもたち」のための保育制度が新設されたと説明している。しかしながら、私たちの社会で「すべての子どもたち」のための制度は、これが初めての試みではない。周知の通り、1947年成立の児童福祉法は「すべての子どもの健全育成」を鍵概念とし、その中には保育所における保育も位置づいてきた。当然ながら新制度は、既存の「すべての子どもたち」の制度との関係性を踏まえてしか位置を取ることができない。新制度の考え方は、児童福祉法が制定された1947年当時の「すべて児童」の理念とどう関連づくのだろうか。

「すべて児童」という括りで未就学児童の保育を網羅的に捉えようとする、自ずと、幼稚園と

保育所を合わせて考える必要性が意識される。加えて、児童福祉法制定時に思いを馳せれば、教育刷新委員会の委員を務め幼稚園を学校種の中に位置づける提案をした倉橋惣三(1882年-1955年)が想起される。倉橋は長く幼稚園現場に軸足を置きながら、「幼児の社会境遇によって教育使命には少しも差別してならない」(倉橋1954)として、第2次世界大戦以前から幼稚園と託児所・保育所を一つのものとする主張を続けた人物である。本稿では、第1には1947年当時を振り返って法の文言を探り、第2には倉橋の言説ほかの資料をもとに当時の状況に遡った上で、今回の制度改革の理念・方法論の起点を探りたい。

なお、この論文は、児童保護・福祉の制度と実践の関わりを史的に検討する中の一つの作業領域として保育所保育の制度史に着目した研究における成果の一部である。

2. 「子ども・子育て支援新制度」の主題確認

未就学年齢児の保育を幼稚園と保育所とで分担してきたことについては、筆者がこれまでに検討してきた範囲でも、法制度が確立した最初期から課題視され続けてきたことが明らかになっている(田澤2011)。これは、大きく分ければ、以下の3点から説明される。すなわち、第1に幼保一元化への希求、第2にいわゆる「待機児童」の入所先確保対策、第3に縦割り行政と批判される従来の保育・幼児教育施策の打開である(田澤2011)。

そのうち、幼稚園と保育所を一つのものとすることを求める考え方は、長らく「幼保一元化」と呼ばれてきたが、これが新制度の中では「幼保一体化」と微妙に表現を変更しつつ一応の実現がはかられた。また、都市部においては、保育所に入所しきれない、いわゆる待機児童の受け皿として、幼保連携型認定こども園や地域給付型保育施設が設置され、待機児童について一応の対策も講じられた。それらを内閣府が担当することから、戦前に内務省と文部省が対抗したような縦割り行政の悪弊をそのまま引きずっていた感のある厚生省から厚生労働省、文部省から文部科学省の対立構造もこれで解消されるように見られる。このように、従来の課題意識への対策が見事になされ、これは確かに「改革」であるような印象を受ける。

本当に、そう考えて大丈夫なのだろうか。

内閣府が展開している新制度の広報には、「保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受け」る「すべての子どもたち」のための制度が新設されたと謳われている。児童福祉法が法の最初で掲げた「すべて児童」の理念を想起させる用語遣いである。

いうまでもなく、「保育に欠ける」家庭環境にある乳幼児のための保育所と、そうした要件を持たない幼児のための幼稚園とに各々通っている乳幼児を「すべて」で括るには現実的に乗り越えなければならない課題が少なくない。2014年4月に告示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、入園時期、生活経験、保

護者の就労等の条件による滞在時間の長短等の様々な状況が個々の子どもで異なることを踏まえて、個別対応を強く求める方針が明確に打ち出された。ここからも、1947年以來、保育所と幼稚園とで分担してきた未就学年齢児の保育を幼保連携型認定こども園に収斂させる政府の意向が明白に読み取れる。

しかしながら、幼保連携型認定こども園に象徴される新制度が、「すべての児童」の児童福祉理念に適うものであるかどうかについては、多くの疑義が示されている。新制度が待機児童解消を企図した「保育の量的拡大」を主唱する現実を突き、そのための保育内容の質的低下や公的保育責任（児童福祉法第24条）の後退を危惧する声は小さなものではない。新制度のキーワードである「すべての児童」を、些か胡散臭いものとみる向きも少なくない。しかしながら、その疑念は程度の問題であって根本批判にはなりにくい。噴出する疑義の理論的根拠となるような根本的な課題が、別の論点に潜んでいる心配はないのだろうか。

3. 児童福祉法における「すべて児童」の「保育」

① 「すべて児童」の系譜

新制度にいう「すべての子どもたち」の真の意味を突き止めるためには、児童の権利に関する国際的な宣言と日本における児童の権利に関わる法律とを、文言の系譜をたどって概観しておく必要があるだろう。

よく知られているように、第1次世界大戦終結後に、イギリスの民間団体である児童救済基金が声明を発表したことの趣旨を受けて、国際連盟が発出した児童の権利に言及した最初の宣言が、連盟の本部が置かれていた場所の名前をとったジュネーブ宣言（1924年）である。これは、「児童は…されなければならない（The child must be…）」といった文型を用いることで、児童の権利を守るために大人がすべきことを道徳的・理念的な観点から言及している。次いで、第2次大戦後に設立された国際連合による児童の権利宣言（1959年）がある。ここでは、「すべての児童は…（Every child shall be…）」といった、法文の一般表現の型が使われている。つまり、児童の保護は、1920年代には道徳論の域を出ず、それが第2次世界大戦を越えた頃には、条約化はされないながらも人権規範という真意が明確にされるようになった、ということだろう。

一方、第2次世界大戦後の日本では、児童福祉法が第1条で、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない」と謳い、同条第2項で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と「すべて児童」を児童福祉の対象として、児童の生活保障と愛護を保障することを法の理念として掲げている。

「児童福祉法案逐条説明（答弁資料）児童局（昭和22.8.5）」⁽¹⁾によれば、「第二項は、児童の基本権の規定であり、文言中の「ひとしく」は「憲法第十四条第一項の趣旨である。〈〉ママ法の下

に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」差別されることなくという意味である」と説明され、「その生活を保障され」の部分については「憲法第二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を受けて、児童の生活保障を規定したものである」と説明されている。児童の生活保障と愛護を、日本国憲法に規定された生存権と読むのであれば、何としても保障されねばならない不可欠要件となるはずである。

ところが、GHQ（連合国最高司令部）の検閲用に英訳された文言から、この仮説は覆される。児童福祉法が制定された1947年当時、日本政府は敗戦国としてGHQの占領下にあった。そのため、この時期の立法案は、議会提出前にGHQの検閲に付した際の英訳が残っている。その1947年8月5日の日付の英訳版法案⁽²⁾によれば、この部分は、“Every child shall have the equal opportunity for the security of life and loving care.”と訳されている⁽³⁾。日本語からは絶対不可欠かと読みとり得る児童の生活保障や愛護は、英訳では、教育を受ける権利と同様に「機会均等」(the equal opportunity)が保障されるに過ぎないものと説明されている。

新制度をめぐる議論で触れられることの多い保育の公的責任を定めた、いわゆる「24条」は、法案では第23条にあたり、文言の一部は次の通りである。すなわち、「市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは (be considered not able to give them an adequate care), その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない (shall admit…to the day nursery for their care)」(下線は筆者による。英訳に対応する部分を示す)である。先述の法案逐条説明によれば、「保育に欠ける」とは「終日、乳児又は幼児につきそって、完全な保育をすることができないという意味である」とされ、「認める」については「その認定は、市町村長が、これを行う」だという。

次いで、保育所について規定した第37条には「保育所は、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育する (give the infants indoor care) ことを目的とする施設とする」とあるが、この条文の逐条説明では「保育」の語を取り上げ、「学校教育法の現実による幼稚園の保育と、意味を同じくしない。保育所の保育内容は、幼稚園のそれによる必要はない。しかし、保育所経営者が、幼稚園の保育内容によろうとするときは、保育所と幼稚園の二枚看板をかければよい。幼稚園が、第二十三条に規定するように、保護者の労働時間中、乳幼児をあずかろうとするときは、この法律による保育所の看板をかける」(下線は筆者)と述べられている。まるで、新制度における幼保連携型認定こども園の構想の説明であるかのようである。

以上の通り、児童福祉法の第1条と保育所関連の条文を、日本語の文言に英訳を併せて検討してみると、「すべて児童」を対象に、「保育所利用」の機会は誰にでも均等に保障されてはいるが、実際に利用できるかどうかについては市町村長による認定という第三者基準が別に示されており、必要を自覚して申請した人に対しては何が何でも保育が保障されるという、補足性と絶対性が合わさった権利構造にはなっていないことが分かる⁽⁴⁾。別の言い方をすれば、成立当初の児童福祉法は

「すべて児童」に対する公的な養育責任を明言したつもりではなかったようである。ここでの「すべて児童」は、あくまで制度の可能性のある対象域を示しているに過ぎない。

② 倉橋惣三が捉えた保育所の保育

法の文言と説明だけを追ってみると、上で見た通り、1947年に成案になった児童福祉法における保育所には、まるで今日の新制度を推進する国の考え方がそっくり映し出されているように見える。70余年の時を間に挟み、敗戦後の厚生省と今日の内閣府は同じことを考えているのだろうか。もう少し中身の検討を続けたい。「はじめに」で述べたように、1947年時点で頻りに「すべての子どもたちの保育」を主張していた倉橋惣三に光をあててみたい。

ここで着目する倉橋惣三は、児童心理学者で東京女子高等師範学校教授の傍ら、長年にわたり同附属幼稚園で主事を務めた。同幼稚園は保育専門誌『幼児の教育』の発刊を担っていたため、倉橋は自ずとその主筆を長く務めることになり、倉橋の言説を保育実践の指針とする現場実践者に対する多大な影響力を持つ結果を生んだ。倉橋は、戦前の幼稚園令（1926年）においてもその起案に携わったことが知られているが、とくに戦後は教育刷新委員会委員として幼稚園が学校の一種として学校教育法に位置づく立役者となった。一般には、このときに幼稚園を学校種の体系に位置づけたことが注目されるが、ここでは、その一方で、幼稚園と託児所・保育所に関する倉橋の考え方が第2次大戦以前から一貫しており、幼稚園と託児所・保育所を1つとする主張を続けたことの方に注目したい。

1946年に始まった教育刷新委員会では、「下級学校に関する事項」を扱う第2部会⁽⁵⁾の委員に倉橋は城戸幡太郎とともに名を連ねていた。そこで突然、倉橋は、就学前1年間は「幼稚園における幼児教育を義務教育とする」と主張した。4、5歳児については幼稚園で保育し、最低でも就学前1年間は義務教育とし、3歳以下⁽⁶⁾は養護が必要であるから別機関で保育する方がよい、というのが倉橋の提案である。このとき、義務化については目立った反対こそなかったものの敗戦直後の財政状況を汲んで実現が見送られ、学校としての幼稚園の確立だけが成案となった。しかしながら、義務化、すなわち「すべての子どもたち」を対象にした保育こそが倉橋の意図したところであった。

敗戦から日が浅く、浮浪児対策で児童保護関係者が頭を悩ませていたこの時期に、また当時、就学前に集団保育を経験する幼児はわずかに15%程度といわれる中で、突如として保育の義務化を打ち出すとは、あまりに現実離れた絵空事と思われる。倉橋は、このとき何を思って「すべての子どもたちの保育」を主張したのだろうか。

倉橋惣三の構想について、倉橋自身の言説によるばかりではなく、他者の目からの整理も合わせながら検討を続けたい。

「倉橋が保護と教育との一体化をまず第一に、広く制度的な視野で把握していた」（諏訪 2007 216）といわれるように、倉橋は、「保護は教育に進み、教育は保護に延びつつある」（倉橋 1929）

と児童福祉的な保育と幼稚園における保育とが相互に近づきつつあると分析し、「児童保護即児童教育の事業」の例として、「託児事業と幼稚園教育との接近合一の傾向……」（諏訪 2007 216）が見られることをあげていた。保育所につながる託児所と幼稚園が、原理というより実体として互いに守備範囲を近づけ合っているように見られるのに、「幼稚園があるところへ更に、それとは別のものとして保育所の起ったのは何故か」と倉橋は問い、この問いに対して「ここには旧来の幼稚園が反省しなければならぬ理由一理由と言うよりは実際があった。一言にしていえば、幼稚園の名において行われた施設が、後に保育所の名において行われた施設の職能を果たしていなかったからである」（倉橋 1946 4）と自ら答えを提示している。逆にいえば、このとき幼稚園に、「保護」機能の取り組みに関するいままの努力があれば保育所の別置は必要なかったと、倉橋は考えていたことになる。倉橋がこの可能性を想起したのは、保育所と幼稚園が制度としては別のものであるにも拘わらず、実態として類似しているいくつもの実例を倉橋が承知していたからだろう。

倉橋のこうした見解は、後の研究者にも支持された。

その一人として教育学者である持田栄一は、「その後の過程で、このような問題提起が十分に掘り下げられないままに幼稚園は学校化され、幼稚園は依然「保護」機能を欠落した形で運営されることとなった」（持田 1972 33）と述べる。また、この事情については「戦後教育改革の時期において、幼児教育の専門家として、教育刷新委員会に籍をおいた前記倉橋惣三や城戸幡太郎教授は、上記のような幼稚園を主体に幼保一元化した幼児教育体制を構想していた。しかし、そのような構想のカナメである学校の中に「保護」機能を加えるという課題がはかばかしく解決されなかったから、以上のような構想は挫折し、結局幼稚園とは別箇のものとして保育所の発足をみた」（持田 1972 33）と説明している。つまり、ここでも制度そのものは議論の外に置かれ、実体としての保育における「保護」機能の有無が問われ、幼稚園の保育に「保護」機能を付加することは頓挫したと評されている。

幼稚園に付加すべきという保護、今日の言葉に換えれば福祉とは何か。そして、それを幼稚園の保育はなぜ取り入れなかったのだろうか。

③ 「児童」福祉の特異性から保育における「保護」を考える

改めて指摘するまでもなく、福祉の諸領域の中でも児童福祉は2種類の性質の異なるニーズを内包している。

すなわち、まず第1に、他の福祉の諸領域に共通する「福祉ニーズ」である。これは、特段のニーズがあってはじめてケアの必要が発生するという構造をなす。当然ながら、福祉に共通なことに、ケアの程度も補足性の原則により特段のニーズを埋めるだけである。厚生省の川嶋三郎が、「児童福祉法の規定による施設の保護の本質は監護という事実上の保護であって経済的な費用の保護ではないということである」（川嶋 1950 81）と説明するように、子どもに対する場合も、保護者に対

する場合も、純粋な対人援助が実践される。

一方で、「発達のニーズ」は、福祉の中でも児童領域に特有のものである。未成熟な子どもであるゆえに、「すべて児童」は、家庭などのインフォーマル領域と、制度化された福祉サービスなどのフォーマル領域との双方から世話を受けねば生きていられない。「児童福祉法の監護（保護）は何ら親の権利・義務を本質的におかすものでなく、ただその機能を部分的に代替するだけだということ」（清原 1972 114）と説明されるように、保護者による子育てに加えてそれを補うための部分的な代替措置である福祉サービスとの両方があって、「すべての子どもたち」は育つ。このように、全員の子どもに共通の課題である発達自体を特段の福祉ニーズと認めるため、「すべて児童」は福祉サービスを必要とする理論的根拠となり、児童文化活動⁽⁷⁾の動機となったり教育活動の根拠概念となったりする。この場合の児童福祉のねらいは、社会における次世代の育成であるため、結果的に補足性の原則を越える。子どもの主体的な育ちが先にあって、よく育つほどにまたさらなる支えも必要となるからである。一見すると似ているように見えるが、教育課程を準備した上で子どもに臨む「教育」のニーズとは、異質である。

当然ながら、児童福祉法の中には、福祉ニーズと発達のニーズは併存している。福祉ニーズは、誰でもいつでも起こり得るが、一般性、継続性に乏しい。つまり、セーフティネットになぞらえられるように、ニーズが生じた際に保護を受ける「機会が保障」されていることが必要なのである。一方で発達のニーズは、すべての子どもたちに日々途切れることなく起こり続けている。

このように福祉ニーズと発達のニーズは、異なる構造を持ちつつ児童福祉法において未分化に共存している⁽⁸⁾。保育所は、児童福祉施設の中で双方のニーズに応える象徴的な存在であるが、このことは言い換えれば、保育所保育に福祉ニーズと発達のニーズは、混在していることを意味する。

倉橋が4・5歳児のための幼稚園に加味されることを期待していた保護機能とは、いうまでもなく、福祉ニーズに対処する教師の姿勢と援助技術である。一方で、倉橋が「満四歳以下の者につきましては是は所謂厚生施設として、厚生省なり適当なる所管の下に管理充実さるべきものであらうと思う」（倉橋発言：日本近代教育史料研究会編（1997）287）と述べた「保護的性質」については、むしろ発達のニーズを主とした両ニーズの混合が見て取れる。自ら伸びていく一人ひとりの乳幼児に添い支える保育者の姿勢と援助技術は、保護者による子育てだけでは応えきれない発達のニーズに向き合う保育のあり様である。1947年の倉橋は、これを3歳以下の幼児に限定して必要を主張していたわけである。

以上の議論を踏まえて、いま一度、今日の社会に目を向けてみたい。

4. むすびにかえて—新制度の課題—

「公教育の拡充が幼児の「教育を受ける権利」の保障だとする論理」を幼稚園に照らして考えて

みると、「子どもの全面的な教育・監護はまず親の権利義務であるのが原則」であるから、絶対的な公的保障を要求する発想にはつながらない。「わが国ではこの原則は民法八百二十条においてのみ規定されている。それ故公教育は親の教育する権利義務の補完物として存在する」に過ぎないと考えられている。つまり、幼稚園に焦点をあてて、就学前児童の保育について考える場合、「近代資本主義社会における教育の私事性は、公教育と対立的補完関係にある。すなわち、親の教育権と教育を受ける権利の公的保障はときえない対立関係にある。」（下線は筆者）（清原1972 111）ことが強調され、公的な保育の絶対保障は、むしろ保護者の権利と真っ向から対立する構造が危惧されてきた。それが1947年当初から希求されていながら幼稚園の義務化が、戦後の混乱期を過ぎても具体化しなかった一つの要因であることは間違いあるまい。

しかしながら、幼稚園と保育所を一体化させた保育施設での必要とする「すべての子どもたちの保育」が殊更に叫ばれている今日においてもなお、保育は「親の子育てする権利義務の補完物」であり続け得るのかどうかは、甚だ疑問である。

ここで改めて、今日の子どもたちが育つ環境に目を向けてみたい。今日は、家庭の養育機能の低下が指摘されるようになって久しいが、それにより、在宅の子育て家庭を対象とした子育て支援が国の政策として模索されるようになった。このことは、第1に保育士による保育の専門性の高さがそれまでは保育所保育と接点を持たなかった層にまで周知される契機となり得、第2に育児に自信も興味関心も抱きにくい層の出現により3歳未満児保育を希望する層が拡大することにつながり、さらに第3として児童虐待防止対策としてマル・トリートメント家庭に保育所利用を勧める行政の方向付けを招き、これらが結果的に、勤労有子女性の支援という旧来の意味合い⁽⁹⁾では保育所を理解できない状況を生み出している。もはや今日においては、保育所保育を希望する層は、やむを得ず勤労を余儀なくされる子育て家庭なのではない。従来の幼稚園利用層の志向が、教育ニーズより養護性を含んだ保育のニーズに大きく傾いており、倉橋が「3歳以下」にだけ見た「すべての子どもたち」の養護性が、今日では家庭環境と社会環境の変容によって文字通り「すべての乳幼児」に拡大していると見てよいだろう。言い換えれば、「すべての乳幼児」に「発達のニーズ」—すなわち児童福祉的な子育て支援—の要素が含まれた保育が求められる現状となっている。

児童福祉法の中に成立当初から未整理なまま共存する福祉ニーズと発達のニーズとが、保育における「教育」「福祉」という異質な視点の混在を招いている。保育の中で教育と福祉は融け合うことができるのか。それは、幼稚園の教育としての保育に、単に福祉ニーズに応える姿勢と援助技術を加味することを意味しているのではない。ましてや、根本的な「幼保一元化」を諦めて体よく「幼保一体化」のみでよしとできるものでもない。この論文における保育における「すべて児童」の概念整理によって、このことが今日の幼保連携型認定子ども園の有為性を左右する指標となることに気づかされた。幼児の教育活動を主とする幼稚園の保育から、保育所で実践されてきた福祉的サービスである「育ちの発達支援」と「保護者の子育て支援」が加味された「発達のニーズ」支援へと

意識変換はできるだろうか。

この論文の検討のあとで、改めて、児童福祉法第1条の「すべて児童は」に始まる自然法的な児童の権利が、様々な家庭における児童を前提としていることを確認しておきたい。どの家庭における児童をも、ただ「児童」であるという一点から見て抽象化した場合にのみ、「すべて児童は」という児童の権利が成立する（清原 1972 114）。倉橋のこだわりも、おそらくはこの点にあるに相違ない。

注

- (1) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』（1978 ドメス出版）p. 781 以降に所収。
- (2) Draft for Child Welfare Law Aug. 5. 194:児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』（1978 ドメス出版）p. 575 以降に所収。
- (3) 現行の児童福祉法には公定訳は示されていないが、法務省が「日本法令外国語訳データベース」で公表している英訳によれば、同じ部分は、All children shall equally be afforded the guaranteed level of life and be kindly treated. である
- (4) 厚生省児童家庭局編「児童福祉三十年の歩み」（1978 日本児童問題調査会）には以下のように説明されている。
「児童福祉法制定当時の保育所は、「日々保護者の委託を受けて、その乳幼児を保育することを目的とする施設と規定され、「市町村長が保護者の労働また疾病等の事由により、その監護すべき乳幼児が保育に欠けるところがあると認めるとき、入所させることとする」という規定と併せて、保護者の委託を受けて日々乳幼児を保育するが、そのうちで、市町村長が保育に欠けると認める者には入所措置をとり、公費負担の対象をするという考え方に立つものであった。これは、保育所の運営上、幼稚園と混同されることにもなり、事実、幼稚園との関係がしばしば問題にされたので、その後、昭和二十六年、児童福祉法を改正して、「保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設とする」とし、その性格を明確にした。又、保育に欠ける児童を保育所に入所させる市町村長の措置を補完するため、昭和二十四年の改正で、「付近に保育所がないなどやむを得ない事情があるときは、その他適切な保護を加えなければならない」とする」（pp. 70-71）
- (5) 第2部会に委ねられた主題は、いうまでもなく中学校の義務化と男女共学化である。幼稚園の議題は全く異質であるといわざるを得ない。
- (6) 倉橋は、幼稚園における幼児教育が必要な「就学前一年乃至二年」と線引きして「満四歳以下の者」を別に考えている。就学前1~2学年としては、5~6歳児のクラス、4~5歳児のクラスが想定され、それより下の学年は3~4歳児クラスとなり厳密には「満4歳以下」にあたらないが、倉橋の意図するところは今日一般に「3歳児クラス」と呼称されている「年度のはじめに満3歳で当該年度中に満4歳となる児童のクラス」を指していると考ええる。（倉橋惣三発言「教育刷新委員会第二特別委員会 第七回議事速記録 昭和二十一年十月二十五日」日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第六巻』1997 岩波書店 p. 287）
- (7) 児童文化は児童福祉法と共に生まれた概念で、児童福祉の一領域と考えられている。
- (8) このことは、敗戦直後ですべての児童が現実に要保護対策状態であったことも影響しているのだろうか。
- (9) 厚生省児童家庭局編「児童福祉三十年の歩み」1978 日本児童問題調査会 p. 70「二 児童福祉法制定における保育所の位置づけ」保育所の特徴は、児童の健全な育成を図ることを第一義とする新しい児童福祉の理念に基づきながら、同時に又、母親の就労助け、家庭生活の向上に寄与する社会施設としての機能を持つところにあった。

引用文献

- 児童福祉法研究会編（1978）『児童福祉法資料集成上巻』ドメス出版
「児童福祉法案逐条説明（答弁資料）」児童局（昭和22.8.5）781-828
「Draft for Child Welfare Law」Aug. 5. 1947 575-588
- 川嶋三郎編（1950）『児童福祉の諸問題』港出版合作社
- 清原正義（1972）「「保育を受ける権利」のとらえかえし」持田栄一編『幼保一元化』明治図書 110-118
- 倉橋惣三（1929）『児童保護の教育原理』：『日本児童問題文献選集8』日本図書センター 1983 所収
- 倉橋惣三（1946）「幼児保護と幼児教育」幼児の教育 3月号 2-5
- 倉橋惣三（1954）『子供讃歌』：『倉橋惣三選集第1巻』所収 フレーベル館 1965
- 持田栄一（1972）「幼保一元化—その構想と批判」持田栄一編『幼保一元化』明治図書出版 9-79
- 日本近代教育史料研究会編（1997）『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第六巻』岩波書店 287
- 諏訪義英（2007）『日本の幼児教育思想と倉橋惣三』新装新版 新読書社
- 田澤薫（2011）「幼保一元化の可能性に関する史的検討」日本保育学会 保育学研究 49-1 18-28

本論文は、児童福祉法研究会2014年10月定例研究会（2014年10月31日）で行った口頭報告をもとに、その際のディスカッションを踏まえて大幅に加筆修正を行ったものである。また、平成26年度・平成27年度に科学研究費（基盤研究（C））の助成を受けた「近現代日本社会における保育の公的責任性に関する史的研究」（課題番号25380766）の成果の一部である。

本論文中、英文の児童憲章・児童福祉法案の解釈に関しては、聖学院大学児童学科の松本祐子教授より貴重なご助言をいただいた。ここに記して感謝を申し上げます。

Childcare in Daycare Centers for “Every Child”: An Inspection of the New System for Childcare Support

Kaoru TAZAWA

Abstract:

The Japanese government is planning a system to unify daycare centers and kindergartens in order to make day care possible for “every child”. However, there has been a lot of criticism of these new plans.

In Japan, day care for “every child” was stipulated by the Child Welfare Act of 1947: “Every child shall have the equal opportunity for security of life and loving care” (Child Welfare Act, Article 1, Clause 2), and Sozo Kurahashi insisted on the necessity of a unified system for daycare centers and kindergartens.

The purpose of this article is to examine a document issued just after World War II concerning this proposal of “childcare for every child”.

Key words: daycare centers, kindergarten, the Child Welfare Act, Sozo Kurahashi, “every child”